

孫本長位、以下並位了持え、

三、何之遺事

執事書之也

未定

あ之 東作有之、山和先代、小林立位

ふ 十二元

四、何の遺事

五、何の遺事

決議

長考の口毛令北の傍の陸和會解に断固として存し金力  
其考の之再他國の口方すは其に東播地方に於て未だ  
古泉現北階の陸和會の下に呻吟せり中南院の古泉  
之の叫をしは弟位陸和會を以て陸和會に違ふべしは陸和會と  
し其りたかひの如し

之の考の口毛令北の傍の陸和會解に断固として存し金力  
其考の之再他國の口方すは其に東播地方に於て未だ  
古泉現北階の陸和會の下に呻吟せり中南院の古泉  
之の叫をしは弟位陸和會を以て陸和會に違ふべしは陸和會と  
し其りたかひの如し

一九二七、七、一五

六、其他

此考の口毛令北の傍の陸和會解に断固として存し金力  
其考の之再他國の口方すは其に東播地方に於て未だ  
古泉現北階の陸和會の下に呻吟せり中南院の古泉  
之の叫をしは弟位陸和會を以て陸和會に違ふべしは陸和會と  
し其りたかひの如し